

別府市立図書館雑誌スポンサー募集要領

制定 令和3年12月24日
別府市告示第540号

(趣旨等)

第1条 この要領は、別府市有料広告掲載要綱（平成18年別府市告示第31号。以下「要綱」という。）第4条及び第15条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、別府市立図書館（以下「図書館」という。）で使用する雑誌カバーに広告掲載し、当該雑誌カバーを装着する雑誌を図書館に提供する者（以下「雑誌スポンサー」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 雑誌スポンサーの募集は、雑誌カバーを広告媒体として利用することにより、図書館の経費の節減、新たな図書資料の財源確保、図書館サービスの向上及び公民連携の一層の推進を図ることを目的とする。

(広告掲載の仕様、提供雑誌等)

第2条 雑誌カバーに広告掲載する広告（以下「広告」という。）の規格等は、別表に定める仕様のとおりとする。

2 同一の雑誌スポンサーが同時に広告掲載できる雑誌カバーの数は、3までとする。

3 雑誌スポンサーから提供を受ける雑誌は、図書館において作成する雑誌リスト（以下「リスト」という。）に記載の雑誌とする。

4 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊し、又は廃刊した場合は、市長と協議の上、雑誌スポンサーが提供する雑誌をリストに記載の他の雑誌に変更するものとする。

5 雑誌スポンサーが図書館に雑誌の提供（提供される雑誌は、図書館に帰属する。）をし、その費用を負担することをもって、広告に係る広告料を支払ったものとする。

6 雑誌スポンサーが提供する雑誌の費用の負担は、市長が指定する納入業者に雑誌スポンサーがその費用を支払うことで行うものとする。

7 雑誌スポンサーが前項の規定により納入業者に前払いした費用は、原

則として返還しない。

(雑誌スポンサー及び広告の基準)

第3条 雑誌スポンサー及び広告は、次に掲げる基準及び仕様に適合するものでなければならない。

(1) 別府市広告掲載基準(平成18年別府市告示第32号)

(2) 別表に定める仕様

(広告掲載の期間等)

第4条 雑誌カバーに広告掲載する期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとし、その期間に発行され、かつ、最新号である雑誌に対して雑誌スポンサーが広告記載する雑誌カバーを装着する。

2 年度の途中において雑誌カバーに広告掲載を開始する場合の雑誌カバーに広告掲載する期間は、第7条の規定による雑誌スポンサーの承諾の日以降で最初に雑誌の提供を受ける日から同日が属する年度の3月31日までとし、その期間に発行され、かつ、最新号である雑誌に対して雑誌スポンサーが広告記載する雑誌カバーを装着する。

3 前2項に規定する広告掲載の期間の途中における雑誌スポンサーからの広告掲載の取りやめは、できないものとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第5条 雑誌スポンサーとなることができる者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、個人は除くものとする。

2 雑誌スポンサーの募集は、市ウェブページ又は市報べっぷへの掲載その他の方法により行うものとする。

3 雑誌スポンサーの募集は、リストに雑誌スポンサーから提供を受けない雑誌がある限り随時行うものとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第6条 雑誌スポンサーをしようとする者(次条において「雑誌スポンサー申込者」という。)は、別府市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)を持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法で市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込みをする場合は、広告の原案、法人等の概要及び業務内容等がわかる資料を添付するものとする。

(雑誌スポンサーの承諾)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申込みがあった場合は、要綱5条の規定により雑誌スポンサーの承諾の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する場合において、市長は、雑誌スポンサーを承諾するときは別府市立図書館雑誌スポンサーの承諾について(様式第2号)により、雑誌スポンサーを承諾しないときは別府市立図書館雑誌スポンサーの承諾について(様式第3号)により、雑誌スポンサー申込者に通知するものとする。

3 第1項に規定する場合において、複数の雑誌スポンサー申込者から同一の雑誌の提供希望があったときは、申込みの順番に同項の決定をし、その申込みの日が同日であったときは、抽選により申込みの順番を定め、その順番に同項の決定をする。

(確認書の提出)

第8条 前条の規定により雑誌スポンサーの承諾を受けた者は、広告を開始する日の10日前までに別府市立図書館雑誌スポンサー広告掲載の確認書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(広告の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、雑誌カバーへの広告掲載の開始日の属する月の翌月以降に広告の変更をすることができる。この場合において、広告の変更は、1月に1回までとする。

2 雑誌スポンサーは、広告の変更をしようとするときは、別府市立図書館雑誌スポンサー広告掲載変更申込書(様式第5号)を広告の変更しようとする日の20日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取りやめ及び更新)

第10条 雑誌スポンサーは、第4条第1項及び第2項に規定する広告掲載の期間の満了に伴い、雑誌スポンサーをやめる場合は、当該期間の満了する日の3か月前までに雑誌スポンサーの取りやめ申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申出がない場合は、第4条第1項及び第2項に規定する広告掲載の期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により更新する回数は、2回までとする。

(広告掲載に係る契約の解除)

第11条 市長は、要綱第10条の規定により広告掲載に係る契約を解除する場合は、別府市立図書館雑誌スポンサー広告掲載の契約の解除について(様式第7号)により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

(免責)

第12条 広告に関して、市が雑誌スポンサーに対し、債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合は、その賠償額は第7条第1項の規定により雑誌スポンサーの承諾がされたことで雑誌スポンサーが負担する雑誌の費用の総額を上限とする。

(裁判管轄)

第13条 広告に関する訴訟については、市の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年1月12日から施行する。

(広告掲載の更新の特例)

2 令和3年3月31日までに雑誌スポンサーとなり、広告掲載を開始した者に対する第10条第3項の規定の適用に当たっては、同項中「2回」とあるのは、「3回」とする。

別表

広告掲載の仕様

(広告の規格・表示方法)

1 提供雑誌の最新号に装着するカバーに設ける広告は、次のとおりとする。

- (1) カバー表面に雑誌スポンサー名を表示する。
- (2) 雑誌スポンサー名の表示の大きさは、縦5cm、横13cm以内で図書館が作成し貼り付けるものとする。
- (3) カバー裏面の広告は、当該提供雑誌サイズ以内で片面印刷（多色刷り可）のものを1枚掲載するものとし、雑誌スポンサーが作成し、カバーへの貼付及び掲載は図書館が行う。
- (4) 広告の表示は、雑誌スポンサー期間とし、1月に1回に限り広告の内容を変更することができる。
- (5) 広告の位置は、別図のとおりとする。

(広告の基準等)

2 広告の基準は、次のとおりとする。

- (1) 広告には、雑誌スポンサー（広告主）の名称、所在地及び電話番号を表示しなければならない。この場合において、雑誌スポンサーの名称は店名等一般的に雑誌スポンサーを認識できる通称名を、所在地及び電話番号は店舗等の情報を表示することができる。
- (2) 広告は、別府市広告掲載基準（平成18年別府市告示第32号）に定める基準に適合するものでなければならない。
- (3) 次に掲げる広告は、広告掲載しない。
 - ア 過度に注目を誘引するなど雑誌カバーにそぐわないデザインの広告
 - イ 業種及び事業内容が不明確な広告

別図

図書館の透明雑誌カバーに装着する 雑誌スポンサー掲載イメージ



別府市立図書館雑誌スポンサー申込書

別府市長 あて

別府市立図書館雑誌スポンサーを次のとおり申し込みます。

雑誌 スポンサー 申込者	所在地		〒	
	名称			
	代表者職氏名			
	業種			
	担当者	部署		
氏名				
電話			F A X	
Eメール				

区分	雑誌の名称 及び雑誌リスト番号	刊行の形態
提供を希望する 雑誌(1)		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他
提供を希望する 雑誌(2)		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他
提供を希望する 雑誌(3)		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他
提供を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他	申込みに当たっては、別府市有料広告掲載要綱、別府市広告掲載基準及び別府市立図書館雑誌スポンサー募集要領の規定に同意し、その内容を遵守します。	

※広告図案を添付してください。

※広告には、雑誌スポンサー申込者の名称、所在地及び電話番号を含む必要があります。

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市立図書館雑誌スポンサーの承諾について

別府市立図書館雑誌スポンサーについて、下記のとおり承諾しました。

区 分	雑 誌 の 名 称 及び雑誌リスト番号	刊行の形態
提供する雑誌 (1)		<input type="checkbox"/> 週 刊 <input type="checkbox"/> 月 刊 <input type="checkbox"/> 季 刊 <input type="checkbox"/> その他
提供する雑誌 (2)		<input type="checkbox"/> 週 刊 <input type="checkbox"/> 月 刊 <input type="checkbox"/> 季 刊 <input type="checkbox"/> その他
提供する雑誌 (3)		<input type="checkbox"/> 週 刊 <input type="checkbox"/> 月 刊 <input type="checkbox"/> 季 刊 <input type="checkbox"/> その他
雑誌スポンサー及 び広告掲載の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他	別府市有料広告掲載要綱、別府市広告掲載基準及び別府市立図書館雑誌スポンサー募集要領の規定に同意し、その内容を遵守すること。	

下記の事項について、それぞれの期日までに手続をお願いします。

1 別添の「確認書」をご精読のうえ、記名押印して提出してください。	年 月 日まで
2 完成広告画像を提出してください。	年 月 日まで
3 教育委員会が指定する納入業者に提供雑誌の費用をお支払いください。	時期及び方法は 納入業者と協議

問合せ先並びに確認書及び完成画像の提出先

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市立図書館雑誌スポンサーについて

別府市立図書館雑誌スポンサーにお申込みいただき誠にありがとうございました。

折角のお申込みをいただきましたが、今回の募集では、下記の理由により、貴殿は別府市立図書館雑誌スポンサーとはなりませんでした。

雑誌スポンサーのご希望をお断りすることになり申し訳ございません。ぜひ、次回の募集の際にも雑誌スポンサーをご検討いただきますようお願いいたします。

記

掲載できない理由

- 1 すでに申込みが対象雑誌リストの枠に達したためスポンサーとはなりませんでした。
- 2 申込みいただいた希望雑誌に対する複数の応募があり、厳正に抽選した結果、スポンサーとはなりませんでした。
- 3 その他

問合せ先

年 月 日

別府市長 あて

雑誌スポンサー 所在地

名称

代表者職氏名

印

別府市立図書館雑誌スポンサーの確認書

年 月 日付け 第 号で通知のあった別府市立図書館雑誌スポンサーの承諾について、下記の事項並びに別府市有料広告掲載要綱、別府市広告掲載基準及び別府市立図書館雑誌スポンサー募集要領の規定を確認し、遵守して別府市立図書館雑誌スポンサーを行います。

区 分	雑 誌 の 名 称 及び雑誌リスト番号	刊行の形態
提供する雑誌 (1)		<input type="checkbox"/> 週 刊 <input type="checkbox"/> 月 刊 <input type="checkbox"/> 季 刊 <input type="checkbox"/> その他
提供する雑誌 (2)		<input type="checkbox"/> 週 刊 <input type="checkbox"/> 月 刊 <input type="checkbox"/> 季 刊 <input type="checkbox"/> その他
提供する雑誌 (3)		<input type="checkbox"/> 週 刊 <input type="checkbox"/> 月 刊 <input type="checkbox"/> 季 刊 <input type="checkbox"/> その他
雑誌スポンサー及 び広告掲載の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

別府市立図書館雑誌スポンサー広告掲載変更申込書

別府市長 あて

別府市立図書館雑誌スポンサー広告掲載を承諾された広告について、次のとおり変更を申し込みます。

雑誌 スポンサー	所在地		〒	
	名称			
	代表者職氏名			
	業種			
	担当者	部署		
氏名				
電話			F A X	
Eメール				

変更内容	
1 広告画像	完成画像又は広告図案を別添
2 変更対象の掲載号	

※申込み後、広告の内容について別府市で審査します。

※掲載承諾後に完成画像データを提出していただきます。

※広告には、雑誌スポンサー（広告主）の名称、所在地及び電話番号を含む必要があります。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

別府市長 へ

雑誌スポンサー 所在地
名 称
代表者職氏名 印

雑誌スポンサーの取りやめ申出書

雑誌スポンサーについて、次のとおり取りやめます。

雑誌スポンサーを取りやめる日	年3月31日の期間満了をもって雑誌スポンサー及び広告掲載を終了します。
----------------	-------------------------------------

※期限を過ぎた申出は、雑誌スポンサーの取りやめができない場合があります。

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

雑誌スポンサーの契約の解除について

雑誌スポンサーについて、次のとおり契約を解除しました。

記

1 契約の解除日 年 月 日

2 契約の解除の対象となる雑誌スポンサー広告掲載号

3 契約の解除の理由

- (1) 指定した期日までに確認書の提出がありませんでした。
- (2) 指定した期日までに広告の完成画像の提出がありませんでした。
- (3) その他（ ）

4 雑誌スポンサーが負担する提供雑誌の費用

契約の解除が雑誌スポンサーの責めに帰すことができない事由による場合を除き、負担した提供雑誌の費用は返還しません。